

保安規程変更届出書

総室発第94号

令和3年1月6日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山弘志 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 律

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和3年1月4日

以上

変 更 内 容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕に係る記載について、別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後比較表の改正後欄のとおり変更する。

別 添

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕 改正前後比較表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改正前後比較表

保安規程 (改正前)	保安規程 (改正後)	改正理由等
<p style="text-align: center;">保 安 規 程 電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年9月25日</u> 日本原子力発電株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程 電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年1月4日</u> 日本原子力発電株式会社</p>	<p style="text-align: center;">施行日変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕 改正前後比較表

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p>（基本的職務）</p> <p>第5条 電気工作物の保安に関する業務を行う職位にある者は、それぞれの役割に応じ、関係法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安を確保する。</p> <p>2. 社長は、電気工作物の保安に関する業務について、発電管理室長及び発電所長並びに安全室長、総務室長（本店）、経理・資材室長、開発計画室長及び考査・品質監査室長（以下「関係室長」という。）を統括する。また、品質方針として、電気工作物の保安に関する方針を設定する。</p> <p>3. 発電管理室長は、社長を補佐し、発電所が行う電気工作物の保安に関する業務について総括するとともに支援を行う。</p> <p>4. 関係室長は、社長を補佐し、発電所が行う電気工作物の保安に関する業務について別図に示す業務を行う。</p> <p>5. 発電所長は、電気工作物の保安に関する方針に基づき、目標を設定するとともに、下位職位に指示等を行い、所管する電気工作物の保安に関する業務を執行する。また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p>6. 発電管理室、安全室、総務室（本店）、経理・資材室、開発計画室及び発電所の管理職は、関係法令及びこの規程を熟知し、遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡調整を図りながら、次の各号の職務を遂行する。なお管理職は、職務の遂行に際し、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求め、この指導・助言を尊重し、それぞれの役割に応じた具体的な処置等の実施に努める。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること</p> <p>(2) 設備事故の未然防止を図ること</p> <p>(3) 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと</p> <p>(4) 自らが指揮監督する一般社員の職務の遂行に関して、指示を行うこと</p> <p>7. 一般社員は、関係法令及びこの規程を遵守することを基本とし、職務の遂行に際し、主任技術者が行う保安上必要な指示に従い、関係法令等の適用に関する疑義等が生じた場合は、管理職の判断を求める等して、電気工作物の保安を確保するため、各自の業務を遂行する。</p> <p>（巡視、点検、検査及び補修等の実施）</p> <p>第16条 電気工作物の保安を確保するため、東海第二発電所においては「核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24に基づき定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第107条（保守管理計画）、敦賀発電所においては、1号機は保安規定第128条（保守管理計画）、2号機は保安規定第328条（保守管理計画）の定めるところにより*1、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第25条（記録項目）に定めるところにより記録を適正に作成し、必要な期間適切に保存する。</p> <p>(1) 電気工作物（第2条第1項に定める自家用電気工作物を除く。）が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ計画を策定し、これに従い巡視、点検及び検査を行う。</p> <p>(2) 第2条第1項に定める自家用電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ計画を策定し、別表第2に示す巡視、点検及び検査を行う。</p>	<p>（基本的職務）</p> <p>第5条 電気工作物の保安に関する業務を行う職位にある者は、それぞれの役割に応じ、関係法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安を確保する。</p> <p>2. 社長は、電気工作物の保安に関する業務について、発電管理室長及び発電所長並びに安全室長、総務室長（本店）、資材燃料室長、開発計画室長及び考査・品質監査室長（以下「関係室長」という。）を統括する。また、品質方針として、電気工作物の保安に関する方針を設定する。</p> <p>3. 発電管理室長は、社長を補佐し、発電所が行う電気工作物の保安に関する業務について総括するとともに支援を行う。</p> <p>4. 関係室長は、社長を補佐し、発電所が行う電気工作物の保安に関する業務について別図に示す業務を行う。</p> <p>5. 発電所長は、電気工作物の保安に関する方針に基づき、目標を設定するとともに、下位職位に指示等を行い、所管する電気工作物の保安に関する業務を執行する。また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p>6. 発電管理室、安全室、総務室（本店）、資材燃料室、開発計画室及び発電所の管理職は、関係法令及びこの規程を熟知し、遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡調整を図りながら、次の各号の職務を遂行する。なお管理職は、職務の遂行に際し、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求め、この指導・助言を尊重し、それぞれの役割に応じた具体的な処置等の実施に努める。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること</p> <p>(2) 設備事故の未然防止を図ること</p> <p>(3) 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと</p> <p>(4) 自らが指揮監督する一般社員の職務の遂行に関して、指示を行うこと</p> <p>7. 一般社員は、関係法令及びこの規程を遵守することを基本とし、職務の遂行に際し、主任技術者が行う保安上必要な指示に従い、関係法令等の適用に関する疑義等が生じた場合は、管理職の判断を求める等して、電気工作物の保安を確保するため、各自の業務を遂行する。</p> <p>（巡視、点検、検査及び補修等の実施）</p> <p>第16条 電気工作物の保安を確保するため、東海第二発電所においては「核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24に基づき定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第107条（施設管理計画）、敦賀発電所においては、1号機は保安規定第128条（施設管理計画）、2号機は保安規定第328条（施設管理計画）の定めるところにより*1、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第25条（記録項目）に定めるところにより記録を適正に作成し、必要な期間適切に保存する。</p> <p>(1) 電気工作物（第2条第1項に定める自家用電気工作物を除く。）が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ計画を策定し、これに従い巡視、点検及び検査を行う。</p> <p>(2) 第2条第1項に定める自家用電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ計画を策定し、別表第2に示す巡視、点検及び検査を行う。</p>	<p>・組織改正に伴うもの</p> <p>・組織改正に伴うもの</p> <p>・記載の適正化</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕 改正前後比較表

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p>(3) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視，点検，検査及び補修等を行う。</p> <p>(4) 電気工作物の工事中又は工事終了後において，保安上支障のないこと及び技術基準に適合していることを確認するために，必要に応じて巡視，点検及び検査を行う。</p> <p>＊1：第2条第1項に定める自家用電気工作物については，東海第二発電所においては保安規定第107条（<u>保守</u>管理計画），敦賀発電所においては，1号機は保安規定第128条（<u>保守</u>管理計画），2号機は保安規定第328条（<u>保守</u>管理計画）に定めるところの限りではない。</p> <p>（発電所の運転を相当期間停止する場合の保全）</p> <p>第22条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは，東海第二発電所においては保安規定第107条（<u>保守</u>管理計画），敦賀発電所においては，1号機は保安規定第128条（<u>保守</u>管理計画），2号機は保安規定第328条（<u>保守</u>管理計画）の定めるところにより，特別な保全計画を策定し，これに基づき点検，検査及び補修等を行う。</p> <p>2. 休止により，相当期間停止する場合であって，設備の休止部分と運転部分とが混在する場合，両者を明確に区分し，連結部分を分離させる。</p> <p>3. 設備の運転を再開するにあたっては，点検を行うほか，必要に応じ試験運転を行い，保安確保に万全を期する。</p>	<p>(3) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては，必要に応じて巡視，点検，検査及び補修等を行う。</p> <p>(4) 電気工作物の工事中又は工事終了後において，保安上支障のないこと及び技術基準に適合していることを確認するために，必要に応じて巡視，点検及び検査を行う。</p> <p>＊1：第2条第1項に定める自家用電気工作物については，東海第二発電所においては保安規定第107条（<u>施設</u>管理計画），敦賀発電所においては，1号機は保安規定第128条（<u>施設</u>管理計画），2号機は保安規定第328条（<u>施設</u>管理計画）に定めるところの限りではない。</p> <p>（発電所の運転を相当期間停止する場合の保全）</p> <p>第22条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは，東海第二発電所においては保安規定第107条（<u>施設</u>管理計画），敦賀発電所においては，1号機は保安規定第128条（<u>施設</u>管理計画），2号機は保安規定第328条（<u>施設</u>管理計画）の定めるところにより，特別な保全計画を策定し，これに基づき点検，検査及び補修等を行う。</p> <p>2. 休止により，相当期間停止する場合であって，設備の休止部分と運転部分とが混在する場合，両者を明確に区分し，連結部分を分離させる。</p> <p>3. 設備の運転を再開するにあたっては，点検を行うほか，必要に応じ試験運転を行い，保安確保に万全を期する。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕 改正前後比較表

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p>(以下、別図については、改正部分のみを記載することとし、記載のない箇所については、従前のとおりとする。)</p> <p>別図（第6条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 考査・品質監査室 (内部監査) 安全室 (総合調整及び総括管理) ※1 総務室 (法令遵守, 能力開発, 労働安全衛生管理及び文書管理の総括) 経理・資材室 (物品購入, 工事請負及び業務委託の契約) 発電管理室 (発電所の保安及び非常時の措置の総括並びに輸入廃棄物の管理) 廃止措置プロジェクト推進室 (廃止措置業務の総括及び輸入廃棄物の検査) 開発計画室 (土木設備及び建築設備の設計) 	<p>(以下、別図については、改正部分のみを記載することとし、記載のない箇所については、従前のとおりとする。)</p> <p>別図（第6条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 考査・品質監査室 (内部監査) 安全室 (総合調整及び総括管理) ※1 総務室 (法令遵守, 能力開発, 労働安全衛生管理及び文書管理の総括) 資材燃料室 (物品購入, 工事請負及び業務委託の契約) 発電管理室 (発電所の保安及び非常時の措置の総括並びに輸入廃棄物の管理) 廃止措置プロジェクト推進室 (廃止措置業務の総括及び輸入廃棄物の検査) 開発計画室 (土木設備及び建築設備の設計) 	<p>・組織改正に伴うもの</p>

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

(1) 組織改正に伴う変更

資材調達部門と経理部門を分離する組織改正に伴い、保安に関する組織の名称を変更することから、保安規程の関連条文の変更を行う。

(2) 記載の適正化

原子炉施設保安規定の改正内容（令和2年9月17日認可）を反映する。